

フィットネスセンター利用料の免除について

市の条例により以下に該当する方の施設使用料が免除されます。

- 「障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」または「療育手帳」をお持ちの方は等級にかかわらず全額免除

- 上の手帳をお持ちの方のうち、「1級」又は「1種」の場合のみ、1人につき1人の介助者が全額免除

- つぎの施設の該当する方が、職員に引率されて施設単位で利用する場合はご本人と職員が全額免除（申請書の提出が必要です）
 - ・ 医療法
 - 7条2項1号の精神病床入院者
 - ・ 障害者総合支援法
 - 5条7項の「生活介護施設」通所者
 - 5条12項の「自立訓練施設」通所者
 - 5条13項の「就労移行支援施設」通所者
 - 5条14項の「就労継続支援施設」通所者
 - 5条11項の「障害者支援施設」入通所者
 - 5条26項の「福祉ホーム」利用者

※ご注意

施設使用料以外の、教室プログラム参加料やレンタル料などは免除されません。